

2025 年 12 月

お客さま各位

アセットマネジメント One 株式会社

弊社一部ファンドにおけるレンディング開始についてのお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では収益源の多様化や更なる投資成果の向上を目的として、下記のマザーファンド(以下、「対象マザーファンド」といいます。))において、レンディングを開始する予定です。

レンディングの開始に先立ち、対象マザーファンドに投資する全ファンド(以下、「対象ファンド」といいます。))について、品貸料の一部を委託会社および受託会社の信託報酬として収受可能とするための約款変更を行いますので、下記のとおりご案内申し上げます。

本対応について、対象マザーファンドおよび対象ファンドの基本方針や運用体制についての変更は一切なく、受益者の皆さまに特段のお手続きを求めるものでもありません。なお、今後もファンドの性質や状況に鑑みながら順次実施の検討を行う予定です。

今後とも弊社投資信託をお引き立ていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. レンディングについて

有価証券の貸付取引(レンディング)は、ファンドが保有する有価証券の一部を証券会社等に貸出すことで品貸料を得るものです。

通常の運用に加えてレンディングによる品貸料を獲得し、収益源を多様化することで、更なる安定的なリターン確保とお客様の利益最大化を目指す取引です。

2. 実施概要

インデックスファンドは対象指数の値動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、ファンドでは信託報酬やその他の費用・手数料が控除されるため、投資成果が信託報酬やその他の費用・手数料の分対象指数と比べて下回る※ことになります。この乖離を少しでも縮小させるためにレンディングを実施し品貸料を収受することによってファンドと対象指数の連動性向上を図ります。

レンディングを実施することにより収受した品貸料はマザーファンドに収益として計上されます。この収益の一部(50%未満)に相当する額を委託会社および受託会社の信託報酬として収受させていただくため、対象マザーファンドに投資する各対象ファンドの約款を変更し、信託報酬に係る規定を追加するものです。主な変更点につきましては、別紙をご参照ください。

※ファンドと対象指数との連動性の差異は、信託報酬やその他の費用・手数料以外の要因からも影響を受けます。

3. 対象マザーファンド

国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

インデックス225 マザーファンド

4. 約款変更対象ファンド(公募ファンド)および投資信託約款の変更適用日

別紙をご参照ください。

以上

- 本件に関してご不明な点は、下記までお問い合わせください。
アセットマネジメント One 株式会社 コールセンター 0120-104-694
受付時間:営業日の午前9時～午後5時
※お客さまの残高などお取引に関するお問い合わせは、お取引いただいている販売会社までお願いいたします。

約款変更対象ファンド（公募ファンド）および投資信託約款の変更適用日

ファンド名	レンディング実施マザーファンド		約款変更 適用日
	国内株式パッシブ ・ファンド(最適化法) ・マザーファンド	インデックス225 マザーファンド	
DIAM国内株式パッシブ・ファンド	●		2026/1/15
Oneグローバル最適化バランス(安定型)＜ラップ向け＞	●		2026/1/15
Oneグローバル最適化バランス(成長型)＜ラップ向け＞	●		2026/1/15
たわらノーロード TOPIX	●		2026/1/15
たわらノーロード スマートグローバルバランス(保守型)	●		2026/1/15
たわらノーロード スマートグローバルバランス(安定型)	●		2026/1/15
たわらノーロード スマートグローバルバランス(安定成長型)	●		2026/1/15
たわらノーロード スマートグローバルバランス(成長型)	●		2026/1/15
たわらノーロード スマートグローバルバランス(積極型)	●		2026/1/15
たわらノーロード バランス(8資産均等型)	●		2026/1/15
たわらノーロード バランス(堅実型)	●		2026/1/15
たわらノーロード バランス(標準型)	●		2026/1/15
たわらノーロード バランス(積極型)	●		2026/1/15
たわらノーロード 最適化バランス(保守型)	●		2026/1/15
たわらノーロード 最適化バランス(安定型)	●		2026/1/15
たわらノーロード 最適化バランス(安定成長型)	●		2026/1/15
たわらノーロード 最適化バランス(成長型)	●		2026/1/15
たわらノーロード 最適化バランス(積極型)	●		2026/1/15
たわらノーロード 日経225		●	2026/1/15
DIAMパッシブ資産分散ファンド		●	2026/2/7
コア資産形成ファンド	●		2026/2/7
たわらノーロード 国内株式＜ラップ専用＞	●		2026/2/7
動的パッケージファンド＜DC年金＞	●		2026/2/7
マネックス資産設計ファンド＜隔月分配型＞	●		2026/2/11
リスクコントロール世界資産分散ファンド	●		2026/2/11
MHAMトピックスファンド	●		2026/3/11
未来のわたし(ターゲット・イヤー／～1972年生まれ向け)	●		2026/3/20
未来のわたし(ターゲット・イヤー／1973～1977年生まれ向け)	●		2026/3/20
未来のわたし(ターゲット・イヤー／1978～1982年生まれ向け)	●		2026/3/20
未来のわたし(ターゲット・イヤー／1983～1987年生まれ向け)	●		2026/3/20
未来のわたし(ターゲット・イヤー／1988～1992年生まれ向け)	●		2026/3/20
未来のわたし(ターゲット・イヤー／1993～1997年生まれ向け)	●		2026/3/20
未来のわたし(ターゲット・イヤー／1998～2002年生まれ向け)	●		2026/3/20
未来のわたし(ターゲット・イヤー／2003～2007年生まれ向け)	●		2026/3/20
マスターズ・マルチアセット・ファンド(バランス型)	●		2026/4/1
マスターズ・マルチアセット・ファンド(安定型)	●		2026/4/1
マスターズ・マルチアセット・ファンド(積極型)	●		2026/4/1
9資産分散投資・スタンダード＜DC年金＞	●		2026/4/14
DIAM 8資産バランスファンドN＜DC年金＞	●		2026/4/14

ファンド名	レンディング実施マザーファンド		約款変更 適用日
	国内株式パッシブ ・ファンド(最適化法) ・マザーファンド	インデックス225 マザーファンド	
DIAM DC 8資産バランスファンド(新興国10)	●		2026/4/14
DIAM DC 8資産バランスファンド(新興国20)	●		2026/4/14
DIAM DC 8資産バランスファンド(新興国30)	●		2026/4/14
クルーズコントロール	●		2026/4/14
マネックス資産設計ファンド エボリューション	●		2026/4/14
マネックス資産設計ファンド<育成型>	●		2026/4/14
リスク抑制世界8資産バランスファンド	●		2026/4/14
リスク抑制世界8資産バランスファンド(DC)	●		2026/4/14
投資のソムリエ	●		2026/4/14
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2035)	●		2026/4/14
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2040)	●		2026/4/14
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2045)	●		2026/4/14
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2050)	●		2026/4/14
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2055)	●		2026/4/14
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2060)	●		2026/4/14
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2065)	●		2026/4/14
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2070)	●		2026/4/14
投資のソムリエ<DC年金>	●		2026/4/14
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	●		2026/4/14
DIAM 国内株式インデックスファンド<DC 年金>	●		2026/5/9
One DC 国内株式インデックスファンド	●		2026/5/9
4資産分散投資・スタンダード<DC年金>	●		2026/5/26
4資産分散投資・ミドルクラス<DC年金>	●		2026/5/26
4資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	●		2026/5/26
DIAM DC バランス30インデックスファンド	●		2026/5/26
DIAM DC バランス50インデックスファンド	●		2026/5/26
DIAM DC バランス70インデックスファンド	●		2026/5/26
DIAM バランス・ファンド<DC 年金>1安定型	●		2026/5/26
DIAM バランス・ファンド<DC 年金>2安定・成長型	●		2026/5/26
DIAM バランス・ファンド<DC 年金>3成長型	●		2026/5/26
MHAM TOPIXオープン	●		2026/6/11
MHAMスリーウェイオープン	●		2026/6/11
Oneグローバルバランス	●		2026/6/17

ご参考 目論見書における主な変更点

下記は交付目論見書の変更内容の主な変更点の一例です。

「ファンドの費用」の変更内容は目論見書の定期改版後にご確認いただけます。交付目論見書は弊社ホームページに掲載いたします。

1. つみたて NISA 対象外の場合

変更後



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	以下により計算される①と②の合計額とします。		
	①各ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.55% (税抜0.50%) 以内の率*を乗じて得た額 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 *2026年1月15日現在は、 年率0.55% (税抜0.50%) になります。配分は以下の通りです。		
	支払先	内訳(税抜)	主な役務
	委託会社	年率0.23%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年率0.23%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.04%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
	※委託会社の信託報酬には、各ファンドの投資顧問会社(みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社)に対する投資顧問報酬(各ファンドの純資産総額に対して年率0.03795% (税抜0.0345%))が含まれます。		
	②投資対象とするマザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの品賃料のうちファンドに属するとみなした額に55% (税抜50%) 未満の率*を乗じて得た額 *2026年1月15日現在は、 品賃料の49.5% (税抜45%) 以内 になります。委託会社と受託会社が受け取る品賃料の配分は1:1の割合となります。 品賃料はファンドの収益として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が運用管理費用(信託報酬)として受け取ります。		
	※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき各ファンドから支払われます。		
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入の有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。		

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(リート)の費用は表示しておりません。

変更前



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	ありません。	
信託財産留保額	ありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	各ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.55%(税抜0.50%)以内 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき各ファンドから支払われます。 2025年7月15日現在は、 年率0.55%(税抜0.50%) になります。配分は以下の通りです。	
	支払先	内訳(税抜)
	委託会社	年率0.23%
	販売会社	年率0.23%
	受託会社	年率0.04%
	※委託会社の信託報酬には、各ファンドの投資顧問会社(みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社)に対する投資顧問報酬(各ファンドの純資産総額に対して年率0.03795%(税抜0.0345%))が含まれます。	
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有効証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。	

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(リート)の費用は表示していません。

2. つみたて NISA 対象の場合

変更後



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	以下により計算される①と②の合計額とします。 ただし、①により計算される額(税抜)と②により計算される額(税抜)の合計額は、各計算期間においてファンドの純資産総額に対して年率0.5%(税抜)を乗じて得た額を超えないものとします。 ①ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.187%(税抜0.17%)以内の率*を乗じて得た額 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 *2026年1月15日現在は、年率0.187%(税抜0.17%)になります。配分は以下の通りです。 <table border="1"> <tr> <th>支払先</th><th>内訳(税抜)</th><th>主な役務</th></tr> <tr> <td>委託会社</td><td>年率0.075%</td><td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td></tr> <tr> <td>販売会社</td><td>年率0.075%</td><td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td></tr> <tr> <td>受託会社</td><td>年率0.020%</td><td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td></tr> </table> ②投資対象とするマザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額に55%(税抜50%)未満の率*を乗じて得た額 *2026年1月15日現在は、品貸料の49.5%(税抜45%)以内になります。委託会社と受託会社が受け取る品貸料の配分は1:1の割合となります。 品貸料はファンドの収益として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が運用管理費用(信託報酬)として受け取ります。 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。	支払先	内訳(税抜)	主な役務	委託会社	年率0.075%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.075%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	年率0.020%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
支払先	内訳(税抜)	主な役務											
委託会社	年率0.075%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価											
販売会社	年率0.075%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価											
受託会社	年率0.020%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価											
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。												

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.187%(税抜0.17%)以内 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 2025年7月15日現在は、 年率0.187%(税抜0.17%) になります。配分は以下の通りです。	
	支払先	内訳(税抜) 主な役務
	委託会社	年率0.075% 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年率0.075% 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
その他の 費用・手数料	受託会社	年率0.020% 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。	

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

ご参考 約款における主な変更点(新旧対照表)

下記は約款の変更内容の主な変更点の一例です。

約款の変更内容は目論見書の定期改版後に請求目論見書にてご確認いただけます。請求目論見書は弊社ホームページに掲載いたします。

1. つみたて NISA 対象外の場合

新 旧 対 照 表

(新)	(旧)
<信託報酬等の額および支弁の方法> 第 43 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。 1. 第 40 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 50 以内の率を乗じて得た額 2. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの信託財産に属する品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないもの）とします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額 ②前項各号の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。 ③（以下略）	<信託報酬等の額および支弁の方法> 第 43 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 40 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 50 以内の率を乗じて得た額とします。 ②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。 ③（以下略）

2. つみたて NISA 対象の場合

新 旧 対 照 表

(新)	(旧)
<信託報酬等の額および支弁の方法> 第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。ただし、当該合計額は、第35条に規定する各計算期間において、信託財産の純資産総額に年10,000分の50の率を乗じて得た額を超えないものとします。 1. 第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の17以内の率を乗じて得た額 2. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの信託財産に属する品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないもの）とします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）に100分の50未満の率を乗じて得た額 ②前項各号の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。 ③（以下略）	<信託報酬等の額および支弁の方法> 第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の17以内の率を乗じて得た額とします。 ②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。 ③（以下略）